平成２９年（フ）第１２４号
静岡県田方郡函南町仁田800番地の４
破産者　有限会社ヘスティア
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
三重県鈴鹿市加佐登１丁目14番24号　加佐登ハイツ201
破産者　小島　明子
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
三重県松阪市新町847番地
破産者　金児　弘子
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３４号
山口県岩国市川西３丁目６番10号
破産者　株式会社義済堂
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１１８号
宮崎市高岡町浦之名472番地１
破産者　有限会社椎屋建設
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１８号
宮崎県日向市大字日知屋2438番地３
破産者　株式会社スチュディオシークアトロ
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４１号
宮崎県日向市江良町４丁目121、商業登記簿上の本店所在地宮崎県日向市大字財光寺字下ヶ浜1203番地
破産者　株式会社辺輪興業
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４３５号
さいたま市西区大字指扇497番地３　レジデンス指扇103号
破産者　松本　敬司
１　決定年月日　平成29年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
茨城県鉾田市二重作1689番地216
破産者　千代谷智子
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
茨城県笠間市吉岡31番地７　エルディム永井201、開始決定時の住所茨城県笠間市吉岡267番地５　エルディム町田Ａ203
破産者　田中　雅子（旧姓井上）
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
群馬県高崎市島野町624番地
破産者　浅見　　毅
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２４号
群馬県高崎市箕郷町矢原44―７、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町２丁目16番10号
破産者　片山　敏貴
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５９号
群馬県富岡市下黒岩1341番地２
破産者　野口　　翔
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６９号
埼玉県熊谷市大麻生1128番地12
破産者　福島　賢次
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３００号
埼玉県東松山市若松町２丁目10番30号　８
破産者　北原　伸浩
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０１号
埼玉県深谷市上野台405番地４　レオパレスＵＲＢＡＮ―ＨＩＬＬＳ107号
破産者　熊谷　　洋
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２００号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地51番15号
破産者　三好　直喜
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙2014番地１、前住所福岡市南区玉川町５番４号
破産者　西野　功一
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３７０号
札幌市北区北22条西３丁目２番33―905号
破産者　加納　成貴
１　決定年月日　平成29年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４５号
札幌市豊平区美園７条６丁目１番27―103号
破産者　根上　純一
１　決定年月日　平成29年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部